

# 平成29年第3回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会会議録

平成29年7月10日（月）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時18分

## ◎出席議員（8名）

|    |        |     |       |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 阿久津 武之 | 2番  | 渡辺 健寿 |
| 3番 | 沼田 邦彦  | 4番  | 川上 要一 |
| 5番 | 中山 五男  | 6番  | 大金 市美 |
| 9番 | 岩村 文郎  | 12番 | 佐藤 昇市 |

## ◎欠席議員（4名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 7番  | 益子 明美 | 8番  | 石川 和美 |
| 10番 | 渋井 由放 | 11番 | 小森 幸雄 |

## ◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 組合長             | 大谷 範雄  |
| 副組合長            | 福島 泰夫  |
| 会計管理者兼管理課長兼会計室長 | 田所 明   |
| 事務局長            | 小林 貞大  |
| 総務課長兼施設整備室長     | 澤村 雅彦  |
| 保健衛生センター所長      | 澤村 誠一  |
| 病院長             | 宮澤 保春  |
| 統括管理監           | 関口 忠司  |
| 病院事務長兼総務課長      | 塩野目 修一 |
| 病院事務次長兼医事課長     | 南木 信夫  |
| 消防長             | 吉住 一男  |
| 消防本部総務課長        | 車 和則   |
| 消防本部警防課長        | 菱沼 則康  |
| 消防本部予防課長        | 八木 弘志  |

## ◎職務のため出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 書記長（兼） | 田所 明  |
| 議事係長   | 堀江 辰徳 |
| 書記     | 石田 直人 |
| 書記     | 堀内 亮吾 |

## ○議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 (議案第1号) 南那須地区広域行政事務組合立那須南病院条例の一部改正について (組合長提出)

日程第4 (議案第2号) 財産の取得について (組合長提出)

---

## ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[ 午前10時00分開会 ]

○議長（佐藤昇市） ただいまの出席議員は8名であります。7番益子明美議員、8番石川和美議員、10番渋井由放議員、11番小森幸雄議員から欠席の届けが提出されております。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第3回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので御覧いただきたいと存じます。

これより議事日程に基づき議事に入ります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤昇市） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本件については、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

1番 阿久津武之議員

2番 渡辺健寿議員の2名を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐藤昇市） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎日程第3（議案第1号）南那須地区広域行政事務組合立那須南病院条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第3 議案第1号 南那須地区広域行政事務組合立那須南病院条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

[ 組合長 大谷範雄 登壇 ]

○組合長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第1号南那須地区広域行政事務組合立那須南病院条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、南那須地区広域行政事務組合財務規則が一部改正されたことに伴い、那須南病院条例中、財務規則の条文を引用している箇所の改正を行うものでございます。

なお、財務規則第37条は督促について、第38条は滞納処分についての規定であります。

何卒、慎重審議をいただきまして、可決御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） この条例に反対するものではありませんが、2点ほど参考のためにお伺いをしたいと思います。

実際、病院の方には未納金というのが発生する場合があると思うんです。そういった場合の徴収方法というのはどのような方法で、実施されているのか、これが、1点です。

それとですね、医療費に関する未納金の消滅時効、これは、民法17条では、多分消滅期間というのは3年でないかと思いますが、こういうふうな、あれですね病院としては3年で消滅時効を定めているのでしょうか。また、そういった例はあるのでしょうか。以上、

2点について、お伺いします。

○議長（佐藤昇市） 病院事務次長。

○病院事務次長（南木信夫） ただいま、中山議員のほうから、ご質問のありました、那須南病院におきます医療費の個人分の未納金の徴収方法につきまして、ご説明いたします。

徴収方法につきましては、当医院の定めます未収金マニュアルというものがございまして、まずは、請求書それから督促状による文書のほうを、郵送させてもらいまして、それと電話連絡のほうで直接支払催告を行ってまいります。で、そのうえで、支払のほうが無い場合には、自宅への訪問徴収のほうを行っているところでございます。

また、未納金がある方が、外来に来た時や、入院で来られた時には、直接本人のほうに催告をして、未納金の徴収に努めているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 病院事務長。

○病院事務長（塩野目修一） 2点目の時効についてでございますが、議員ご質問のとおりですね、民法第170条の規定によりまして、3年となっております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） 徴収方法はわかりました。それで大体、今、言われた徴収方法でもってですね、処理はできているのでしょうか。中々、実は、私のほうも税金とりを長くやりまして非常に苦勞した経験を持っているのですが、病院の場合は、そういう場合はどうされているのか。それとですね、時効は3年で成立させている実際そういう例はあるのでしょうか。再度。

○議長（佐藤昇市） 病院事務長。

○病院事務長（塩野目修一） 時効の件について先にご説明させていただきたいと思

ます。

病院の決算書の中に、貸借対照表というのがございます、その中の項目に未収金という項目がございます。時効になったものにつきましては、未収金のほうから欠損処分を年度末にいたしまして、未収金から落とすような作業を実際にしております。毎年。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 病院事務次長。

○病院事務次長（南木信夫） 未納金の督促の状況なんですけれども、主に、理由はですね、生活困窮者による未収金が多くなっているのが実情でございます。対応としましては、一括による支払いが困難な方につきましては、分割による誓約書をとって、それで、未収管理をしているところでございます。

また、入院の予約が入った時点で、高額な医療費になることが予想されますので、限度額適用認定書こちらのほうの取得を進めているところでございます。

また、管内におきましては、生活困窮による未納金がありますけれども、悪質な滞納という点におきましては、ほとんど見られないというのが、現状です。時間はかかりますが、分割で粘り強く、毎月毎月入金がなければ、その都度連絡をとって、その日一回限りではなく、継続して連絡していくという方法をとっているところでございます。

以上です。

○5番（中山五男） はい、了解しました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第1号 南那須地区広域行政事務組合立那須南病院条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 南那須地区広域行政事務組合立那須南病院条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第4（議案第2号）財産の取得について

○議長（佐藤昇市） 日程第4 議案第2号 財産の取得についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
組合長。

〔 組合長 大谷範雄 登壇 〕

○組合長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第2号財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、那珂川消防署配備の高規格救急自動車更新に伴う財産の取得であります。

取得する財産は、高規格救急自動車1台を国庫補助事業として購入し、配備するものがあります。

取得の方法は、指名競争入札により、2者を指名し、6月15日に入札を執行いたしました。

その結果は、栃木トヨタ自動車株式会社が落札し、契約金額は31,570,878円であります。

納期は、平成30年1月11日と致しました。

以上、財産の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めますのでございます。

詳細につきましては、消防総務課長から説明させますので、何卒、慎重審議をいただき

まして、可決御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 消防総務課長。

○消防総務課長（車和則） ただいまの補足説明をいたします。

この度、更新する救急車は、平成18年12月に緊急消防援助隊の登録救急車として、国庫補助金の交付を受け整備した高規格救急自動車の更新であります。

今回の更新につきましても、緊急消防援助隊施設整備費補助金、補助率1/2、1454万1千円の交付を受け更新し、登録を継続するものでございます。

車体は、四輪駆動の排気量2,700ccガソリンエンジン、オートマチック車、定員は8人です。

搭載する資機材は、自動体外式除細動器をはじめとして、心電図をモニターする患者監視装置、人工呼吸器、気管挿管などの気道確保用資機材、点滴の資機材などを配備しております。

緊急消防援助隊登録救急車としての更新整備でございますが、これまでの出動は、平成23年の原発事故による避難困難者の救急搬送、今年3月、那須町での雪崩による事故に出動いたしております。

ただいま、ご説明いたしました緊急消防援助隊登録救急車の更新及び高度救命処置用資機材の整備は、近年の救急業務の高度化、救急救命士の処置範囲拡大をふまえての更新・整備でありますので、更に救急隊員・救急救命士の教育訓練を実施し、地域住民の救急救護に対応できるよう努めてまいりたいと存じます。

以上、議案の補足説明を終わります。

○議長（佐藤昇市） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） 4点ほど、お伺いします。

当初予算ですね、3,543万9千円であったと思います。で、今回の契約金額が3,157万少々ということになりますと、この、高規格救急自動車の予算というのは、386万8千円ほど残金が出るとそう理解してよろしいのかどうか1点。

2点目ですね、高規格救急車、これは、那須烏山消防署のほうに2台、那珂川消防署に



2台、その他予備車として1台あるそうですが合わせて5台ですね。その5台の内の1台を、今回は更新するそうなのですが、お伺いしたいのは消防署員、多分98名でないかと思いますが、その中で、高規格救急車の備えのある医療機器の機能すべてを使用する資格のある職員は何人なのかですね。これについてお伺いします。

3点目をお伺いします。県北の元4市の消防本部、今は3市になってるそうではありますが、共同運営します高機能指令センターはですね、3年目に入るとは思います、運用上の課題とするところは、今のところないのでしょうか。スムーズにいらいますかこれは。

それと、4点目はですね、高規格救急車は、現在は5台になる訳ですね、いずれの会社が販売した車なのか。

以上、お願いします。

○議長（佐藤昇市） 消防総務課長。

○消防総務課長（車和則） ただいまの、ご質問にお答えいたします。

まず、1点目のところでございます。最初の、予算残のご質問ですが、ご質問の通り、386万8千円でございます。

次の、救急車の台数のところは、烏山が3台、那珂川消防署が2台ということで、その内、烏山に非常用救急車が1台ございます。そういったところで、まず、高規格救急車の備える医療機器すべてが使える資格というご質問でございますが、現在、救急業務についている救急救命士は、27名おります。その内の資機材すべてが使える資格認定者は、気管挿管の資格が、まず1つと、心肺停止前の輸液の資格、それと、血糖値測定とブドウ糖投与の資格、この3つが出来る有資格者ということになるかと思っております。現在、那須烏山消防署に4名、那珂川消防署に4名の計8名でございます。

続きまして、平成27年10月に共同運用を開始いたしました、栃木北東地区消防指令センター運用の課題についてでございますが、119番を受ける指令センターの職員と、災害の指令を受ける各消防署の職員のどちらの職員も、当初から、勉強会や研修を受けておりまして、指令システムを十分に理解し、運用をしておりますので、現在のところ課題等は発生しておりません。

最後に、救急車5台のメーカーについてでございますが、栃木トヨタ自動車株式会社3台、栃木日産自動車株式会社2台というふうになりまして、その内訳は、トヨタ車が3台、すべて、那須烏山消防署配置です。日産車2台は、那珂川消防署に配置してあります。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） 前に、消防年報というものを議会のほうにもいただいているんですが、あの、この中にですね、救急救命士の人数というものは、これに記載されていないものですから、私、質問したんですが。ぜひ、そういうこともですね、こういった資格取得者の人数もですね、ここに書き加えていただければ、ありがたいなと思っているところです。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 答弁はよろしいですか。

○5番（中山五男） はい。

○議長（佐藤昇市） 他に質疑はありませんか。

○議長（佐藤昇市） 質疑がないので、質疑なしと認めます。

○議長（佐藤昇市） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第2号 財産の取得については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 財産の取得について

は、原案のとおり可決いたしました。

以上で、今期臨時会に付議された事件は、全て終了いたしました。本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成29年第3回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。大変御苦勞様でした。

[ 午前10時18分閉会 ]